



## ■国民健康保険料決定通知書兼納入通知書の見方について(2)

通知書の宛名・振替口座等

賦課年度

年度 国民健康保険料 決定通知書 兼 納入通知書

[Red dashed box]			
------------------	--	--	--

国民健康保険料は世帯主の方が納付義務者になりますので、通知書は世帯主の方宛ての送付になります。世帯主の方が国民健康保険に加入していない場合においても、世帯の中に国民健康保険に加入している方がいる場合には、世帯主の方が国民健康保険料の納付義務者になります。(この場合の世帯主を擬制世帯主といいます)。

金融機関名			
口座種別	振替区分	口座番号	
名義人			

納付義務者			
生年月日			性別
住所			

振替口座のご登録をされている方はこちらに登録口座を記載しています。お支払い方法が特別徴収(年金からのお支払い)ではなく普通徴収の場合は登録口座による口座振替払いになります。

お支払い方法が特別徴収の場合のみ記載されます。

# ■国民健康保険料決定通知書兼納入通知書の見方について(3)

## 保険料の算定明細

お問い合わせの際は、「被保険者番号」をお伝えください。

年度 国民健康保険料の算定明細													
		医療分				支援金分				介護分			子ども分
区分	賦課対象所得額	料率	金額(円)	賦課対象所得額	料率	金額(円)	賦課対象所得額	料率	金額(円)	賦課対象所得額	料率	金額(円)	
①	所得割	×	%	円	×	円							
②	資産割	×	%	円									
③	均等割	人	円	人									
③	平等割額												
	合計(A)												
	軽減区分			軽減区分									
	所得割額			所得割額									
	均等割額			均等割額									
	平等割額			平等割額									
	軽減額計(B)			軽減額計(B)									
④	限度超過額(C)												
⑤	増減調整額(D)												
⑥	条例減免額(E)												
⑥	減免額(F)												
	決定保険料額												
	(A-B-C+D-E-F)												
	徴収方法												
	特別徴収義務者												
	特別徴収対象年金												
	特別徴収対象年金額												

**① 所得割額**  
国民健康保険の加入者の前年の所得金額に応じて計算されます。  
賦課対象所得額・・・世帯の加入者それぞれの前年中の総所得金額から基礎控除額を控除した金額の合計額です。

**② 均等割額**  
国民健康保険の加入者の人数に応じて計算します。

**③ 平等割額**  
一世帯あたりに決められた金額で計算します。

1年間の保険料合計を記載しています。

決定保険料合計額  
(①+②+③+④)

- ④ 限度超過額**  
算定額が賦課限度額を超過した場合、超えた部分について記載されます。
- ⑤ 増減調整額**  
年度途中に国保に加入や脱退を行った人に対して、加入月数分の保険料を月割で計算し、減額または増額した金額が記載されます。
- ⑥ 減免額**  
災害や収入の減少等による保険料の減免を行ったときの減免額が記載されます。

## ■国民健康保険料決定通知書兼納入通知書の見方について(4)

### 保険料の算定明細(軽減額・軽減区分)

年度 国民健康保険料の算定明細												被保険者番号			通知書番号		
区分	医療分			支援金分			介護分			子ども分							
	賦課対象所得額	料率	金額(円)	賦課対象所得額	料率	金額(円)	賦課対象所得額	料率	金額(円)	賦課対象所得額	料率	金額(円)					
所得割		×	%		円	×	%			×	%						
資産割		×	%		円	×	%			×	%						
均等割		人	円		人	円		人	円		人	円					
平等割額																	
合計(A)																	
⑦ 軽減額	軽減区分			軽減区分			軽減区分			軽減区分							
	所得割額			所得割額			所得割額			所得割額							
	均等割額			均等割額			均等割額			均等割額							
	平等割額			平等割額			平等割額			平等割額							
	軽減額計(B)			軽減額計(B)			軽減額計(B)			軽減額計(B)							
限度超過額(C)																	
増減調整額(D)																	
条例減免額(E)																	
減色額(F)																	

#### ⑦ 軽減額

軽減が適用されている場合は軽減区分および軽減額が記載されます。軽減区分の表記は以下のとおりです。

【7割】【5割】【2割】・・・世帯の前年合計所得が一定以下の場合に、世帯の均等割・平等割額に対してかかる軽減の割合

【単身】・・・世帯の中で国保から後期高齢者医療制度へ移行する方がおられることにより、国保被保険者が単身となる場合の平等割額に対してかかる軽減

【未就学】・・・未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)の均等割額に対してかかる軽減

【18歳】・・・18歳未満の被保険者の均等割額に対してかかる軽減

【産免】・・・出産する(した)被保険者の産前産後期間に係る所得割・均等割額に対してかかる軽減

## ■国民健康保険料決定通知書兼納入通知書の見方について(5)

個人明細書・普通徴収欄・特別徴収欄

### ●普通徴収分

納付書や口座振替による納付の場合は、各期の納付額と納期限が記載されます。  
※口座振替の方は、納期限が振替日になります。

国民健康保険料個人明細書													通知書番号						
被保険者氏名	加入月 *印：国保加入者 G：擬制世帯主												所得割額	資産割額	期別	納付額(円)	納期限		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3							
																	1期		
																	2期		
																	3期		
																	4期		
																	5期		
																	6期		
																	7期		
																	8期		
																	9期		
																	10期		
																	随時期		
																	随時期		
																	随時期		
																	月別	徴収額(円)	
																	4月		
																	6月		
																	8月		
																	10月		
																	12月		
																	2月		

### ●個人明細書

こちらの表では、被保険者ごとの加入月および所得割額を示しています。  
加入月欄の記号の見方は以下のとおりです。  
上段は「医療分」「支援金分」「子ども分」、下段は「介護分」の対象月を示しています。

【\*】…国保加入者で、資格がある月に【\*】を記載しています。

【G】…国保に加入していない世帯主(擬制世帯主)の場合に【G】を記載しています。

### ●特別徴収分

特別徴収による納付の場合は、こちらに月別の特別徴収保険料額が記載されます。